

第三十八回国会 建設委員會議録 第十七号

(三〇五)

昭和三十六年三月二十九日(水曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事木村 守江君 理事薩摩 雄次君

理事瀬戸山 三男君 理事石川 次夫君

理事中島 敏君 理事山中 日露史君

綾部健太郎君 大沢 雄一君

金丸 信君 二階堂 進君

岡本 隆一君 兒玉 末男君

日野 吉夫君 三銅 義三君

三宅 正一君 田中幾三郎君

出席政府委員

建設政務次官 田村 元君

建設事務官 高田 賢造君

(大臣官房参事 高田 賢造君)

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長) 神田 治君

建設技官 神田 治君

(住宅局長)

委員外の出席者

建設事務官 竹内 藤男君

(大臣官房人事 前田 光嘉君)

建設事務官 前田 光嘉君

(道路局長) 山口 乾治君

専門員 山口 乾治君

三月二十七日

委員島上善五郎君辞任につき、その

補欠として兒玉末男君が議長の指名

で委員に選任された。

同月二十八日

委員兒玉末男君辞任につき、その補

欠として矢尾喜三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員矢尾喜三郎君辞任につき、その

補欠として兒玉末男君が議長の指名

で委員に選任された。

三月二十四日

地代家賃統制令の一部を改正する法

律案(内閣提出第一五四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地代家賃統制令の一部を改正する法

律案(内閣提出第一五四号)

防災建築街区造成法案(内閣提出第

一三六号)

公共施設の整備に關連する市街地の

改造に關する法律案(内閣提出第五

九号(予)

建設行政に關する件

○加藤委員長 これより會議を開きま

す。

去る二十四日付託になりました地代

家賃統制令の一部を改正する法律案を

議題とし、審査に入ります。

地代家賃統制令の一部を改正する

法律案

地代家賃統制令の一部を改正す

る法律

地代家賃統制令(昭和二十一年勅

令第四百四十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二十四条の次に次の一条を加え

る。

第二十四条の二 この勅令は、昭和

三十七年六月三十日限り、その効

力を失ふ。ただし、同日以前にし

た行為に對する罰則の適用につい

ては、同日後も、なおその効力を

有する。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

理由

最近における社会経済の實情にか

んがみ、地代家賃統制令を昭和三十

七年六月三十日限り失効させる必要

がある。これが、この法律案を提出

する理由である。

○加藤委員長 提案理由の説明を聴取

いたします。

田村建設政務次官。

○田村政府委員 ただいま議題となり

ました地代家賃統制令の一部を改正す

る法律案につきまして、提案理由及び

その要旨を御説明申し上げます。

現行の地代家賃統制令は、終戦後

における異常な住宅難による地代家賃

の急騰を防止するため制定されたもので

あります。

現在におきましては、一般物価がお

おむね安定し、ほとんどの統制が廃止

され、また、住宅事情も終戦当時の窮

迫した状態に比べれば相当緩和されつ

つあります。

また、現在行なわれております地代

家賃の統制は、全部の借地借家につい

ての統制ではなく、昭和二十五年七月

十日以前に建築に着手した住宅で、延

べ面積が三十坪以下であるもの及びそ

の敷地に限られておりますので、一部

の借地借家についてのみ地代家賃の統

制が行なわれているのであります。

以上に申し述べましたことその他最

近における社会経済の實情にかんがみ

まして、今後なおこの統制を継続する

ことは、適当でないと考えられますの

で、統制令を失効させるべきであると

考えるのであります。しかしながら、

その失効の時期につきましては、賃借

人が失効後に備えて必要な準備を行な

うことができるよう考慮する必要があ

りますので、一年程度の猶予期間を置

いて、昭和三十一年六月三十日限り失

効させることとした次第でございます

ます。

なお、統制令失効前にした行為に對

する罰則の適用については、失効後

も、統制令の効力を有することとした

しております。

以上が、この法律案の提案理由及び

その要旨であります。何とぞ慎重御

審議の上、すみやかに御可決下さるよ

うお願い申し上げます。

○加藤委員長 本案についての質疑は

次々に譲ります。

○加藤委員長 建設行政につきまして

木村守江君より発言を求められており

ますので、これを許します。木村君。

○木村(守)委員 私は、この際、建設

大臣に御質問を申し上げたいのです

が、きょうは田村建設政務次官がおいでに

なりますので、かわつてお答えを願

いたいと思います。

それは、御承知のように、各地の地

建におきまして行なわれておると伝え

られておるところの現在の争議の實態

について御説明を願いたいと思いま

す。

○田村政府委員 全建労は、三月一

日、十五日に、その一部で、勤務時間内

職場大会等違法行為を行なったのであ

ります。当局は組合に對して、国家公

務員法その他の法律に違反する行為を

行なわないよう嚴重に警告をいたしま

すとともに、一般の職員に對しても、

国民の奉仕者たる国家公務員として、

そのような行為に参加することのない

よう大臣の訓示を行なったのでありま

す。このような警告、訓示にもかかわらず、

違法行為を相当行なつておるよう

でございますので、そういう者に對

しては、賃金カットを行なうとか、そ

の他の嚴重なる態度をもつて臨む所存

でございます。

○木村(守)委員 ただいまの御答弁に

よりますと、地建の一部では違法労働

争議行為を行なつておるといふことで

あり、また、これに對しては嚴重なる建

設大臣からの警告を発したと言われて

おりますが、この争議行為というも

のは決して一部の地建だけではなく、

大多數の地建におきまして行なわれ

ておるのかのように考えられておるので

ありますが、その實態はいかがであり

•

た。なお、まだ確認されない者もござ
います。確認されない者につきましては
は、次の機会にやりたいと思います。
それから、処分につきましては、現在
慎重に検討いたしております。

○木村(守)委員 先ほどの私の質問に
対して明確な答弁がなかったのです。
先ほど申し上げたように、この全
建労の要求である非常勤職員の見直し
の問題、あるいは共済組合掛金の、い
わゆる千分の四十三を四十一にする要
求、こういったものは地建の局長あるい
は国道工事事務所の、地方の所長、こ
ういふものを相手にして闘争をして
も、何の役にも立たない。これはほん
とりの筋違いの闘争である。かような
ことは明らかに不当労働行為であり、
また仕事のじやまをする、いわゆる事
業遂行の妨害をする意図にほかならな
いものだと断定して差しかねないとい
私は考へるものであります。そういふよ
うな点を、一体どういふように考へて
おるか。これによりまして私は考へて
き処置が違つてくると思われますの
で、一言これに対する御所見をお聞か
せ願ひたいと思ひます。

○竹内説明員 お答え申し上げます。
第一の問題の、三十五年度の定員化の
任用基準につきましては、任用する権
限そのものは、任命権者は地方建設局
長でございますので、地方建設局長が
任命権を持っておりますのでありますが、
その任命権を行使するにあつたての基
準というものは本省の方で示しており
ます。その本省で示しております任用
基準について、組合とわれわれの方で
意見が対立していたわけであります。
それから、共済組合の長期掛金率の
問題につきましては、これは建設省の
共済組合は独立組合でございますの

で、建設省の共済組合がきめて、それ
を運営審議会にかけまして、大蔵省の
認可を得てきまつてゐる性質のもので
ございませう。建設省だけでもきまらぬ
問題でございます。

もちろん、そういう意味におきまし
て、二つの問題につきましては、地方
建設局長あるいは工事事務所長という
ような管理者の権限となつてゐるとい
うものではございせん。従ひまして、わ
れわれといたしましては、権限として
決定し得る事項についてだけ職員団体
と交渉をするというのが建前である、
というふうに考へております。

○木村(守)委員 ただいまの人事課長
の答弁によりますと、これは、争議に
ならないものを争議の事項として、仕
事の妨害をしておるといふように断定
しても差しかねないといふ私は承した
のであります。さう考へて差しかつ
かへありませんか。

○田村政府委員 ただいま課長が申し
ましたことは、木村委員のお説の通り
であると私から申し上げておきます。
○木村(守)委員 ただいまの答弁を聞
きまして、よくわかつたのです。いず
れにいたしまして、このことがわかつ
ただけではないのであります。先ほど
申しましたように、わが国の経
済の伸展のためには、公共事業の達成
といふことが非常に重大なる問題であ
り、その公共事業の実施を担当してお
る最も大事な建設省関係の各事務所で
かような状態を演じて、しかも、
その小さな工事事務所の所長等が病氣
になつて、出勤できないといふような
状態になつて、これをほとんど放
置しておくような状態であつては、私
は決して親切な建設行政であるといふ

ことはできないと思ふのであります。
もしも、これが反対に、こういふこと
のために、労働争議をやる方にさうい
う病人がでたり、その首脳部にさう
いふ病人がでたりしたならば、一体
どのくらい騒ぐか。このことを考へた
ならば、私は、建設省の首脳部といた
しまして、大きな問題としてこれを取
り上げて、かようなことのないよ
うな処置を講じて参らなければならな
いと思ひます。さうしなければ、わが
池田内閣の旗じるしである経済成長を
達成せしめていくことはできないとい
は考へますので、どうかこの点につ
きましては、より以上の御調査、御検討
の上、善処されますように心から要望
しまして、私の質問を終わります。

○加藤委員長 関連いたしました日野
吉夫君から質問の通告があります。日
野吉夫君。

○日野委員 ただいま、政務次官から
争議の経過の説明があり、建設大臣か
ら訓示をして効果があつた、さう言
れておるので、さういふ訓示がされた
か、それはあとで触れてもらおうと思
ひます。

建設次官の、争議の起こつた原因究
明についての認識は、今こゝで報告さ
れたように、前回要求してゐたこと
が通らなかつた、今、当面提出して
いる要求がおくれている、さういふ事情
だけと考へてゐるのか。今度の争議の
原因は、それ以外にあるのか。そこ
らの認識を持っておられるか。それを
伺つておきたいと思ひます。

○田村政府委員 今回の争議は、一部
に、春闘の一環だといふふうに言う者
もありまされども、今までの経過を
ながめてみまして、おっしゃる通りに、

要求がいれられなかつたといふことが
主たる原因ではなかつたかと思つてお
ります。その意味では、あまり複雑に
考へないやうにわれわれはいたしてお
るのであります。

○日野委員 大事な公共事業の遂行者
であること、中には、かなり強い労働
をやつておる者もある。さういふ事情
の中で、今、建設省が争議の起こる前
に——全建労ですか、それはみんな建
設省の大事な職員であります。——こ
れらの諸君に対する待遇等は、さうい
う問題の起こる根本原因が、はたして
ないのか。巷間伝えられるところによ
ると、労働がきつて割合に給与が安
い。むしろ、建設省採用通知といふも
のは、よその業界等に持つていけばか
なり高く雇われる、といつたふうな事
情もある。それらのことをもつて、建
設省の待遇が、最高といわなくても、
事業の性質上非常に高度の技術を要す
る労働提供をやらされる労働者の待遇
として、現状は、はたしていいのか、
逐次改善していくべき性質のものであ
るか、そこらについてのお考へを
ちよつと伺つておきたい。

○田村政府委員 建設省関係の公務員
の給与は、他の公務員に比して悪い
とは思つておりません。また、現場で
働く者に対する現場の手当もあるの
であります。もちろん、公務員の給与全
般を論ずるといふことになりますと、
これはまた、改善しなければならぬ点
は改善しなければならぬといふことに
もなろうかと思ひますけれども、他の
公務員に比べて特に悪いとは、われわ
れ考へておりません。

○日野委員 おととい仲裁裁定が出て
おりますね、二千二百円。しかし、こ

れは全部一律ではなくて、三公社五現
業それぞれみな違つた率になつてお
るわけですね。建設省はどのくらいの率に
なりますか。

○竹内説明員 建設省のこの前の昇給
率は、はじいたものが手元にございま
せんので、ただいまこゝで正確に申し
上げることはできませんけれども、昨
年の十月に給与法が改正になりまし
て、平均して二千四百円くらい上がつ
ておると記憶いたしております。

○日野委員 平均二千二百円に對し
て、建設省が二千四百円になるとする
ならば、現状はそれでは低いといふこ
とになるのです。大体、仲裁裁定を政
府が完全に実施をするという意思を表
明したの、今度初めてです。今ま
で何回も仲裁裁定が出て、政府がき
かなかつた。こゝらに争議の起こる一
つの原因がある。さういふことは、よ
く考へ願ひなければならぬ。しほ
しは要求がありましたがILO条約で
も、今度は出すと言つておるけれど
も、関連法規がそれぞれ労働者の権利
を侵害するような状況があるので、こ
こらに大きな問題があると思ひま
す。次官は、あまり言いたくないと
言つておられるけれども、これはやはり関
連を持つて参るのであります。さうい
う労働者の要求を逐次いれるという態
度でないならば、やはりさういふ問題
が起こつてくる。噴水の出口を幾ら手
でふさいだつて、水源とめなければ
だめだ。さういふのと同じで——ここ
は社労委員会じゃないから、そこまで
追及しようとは思はないが——労働者
に接する日ごろの態度ですね。今こゝ
で木村君から、不当な行為だから嚴重
に処分すべきだといふ御意見ござい

ますが、こういうことは嚴重に処分だけでは通るものじゃないのです。もう少し、日ごろの組合の要求に対する態度というものを、建設省としても十分考へなければならぬ。どういう処遇をもつて臨まれるか。

これは、だれか病人が出たということもいわれておりますが、それはほんとに気の毒です。そういうことはあり得るのです。しかし、そういうことも、おのずと別に処分するなにもあるでしょうし、自分でなにするべきもので、勝手に、それだけの主観があるものであるから、ダンビラを振りかざして、嚴重な処分をするという態度で臨むことは——木村さんは、重大な国の公共事業の遂行上必要だと言われれば——これはむしろ効果は逆だ。

こういう観点から、私は、国がなすべき義務を果たして、そして労働組合の指導をされるべきである、こう考えますので、どういう方針であるか、これは、ここで聞きますが、大臣が訓示をしてその効果があった、参加人員が減った、こういうことで、非常な名訓示をやられたようでありまして、そのときの訓示の要旨を一つ委員会に配ってほしい。

なお、今後のことについて、中島君等からも関連がありましようから、ここでどういうことで時間を費しても——きょうは住宅の審議に入っていくはずなんです、これは、理事会でこういう審議をやるといふ決定をしたのです。委員長、どうですか。

○加藤委員長 質問の通告がありましたので許したのです。

○日野委員 では、一般の質問もやっていますか。

○加藤委員長 ええ、一般質問もやっています。

○日野委員 とにかく、いかに当局をして、ダンビラを抜いて、組合を威嚇するような態度を要請することにはわれわれは反対だ。もっと、なすべき義務を果たして、そして温情ある態度をもつて臨まれるよう希望して、質問を終わります。

○中島(豊)委員 関連。ただいま木村守江委員から発議された問題につきましては、大臣が出席のとき、また質問いたしたいと思っております。また質問について、建設当局に資料の提出を求めるわけでありまして、この公共事業費は非常に大きく膨張しているが、その膨張している割合に定員が増加しているかどうか、これが第一点。

それから、いま一つの問題は、非常勤職員が非常に多いわけでありまして、木村委員も言われた通り、この膨大な予算を消化していく上において、私は現場のそういう状況に対しては非常に憂慮しているものであります。従って、この定員化の問題が大きな問題ではないかというのが第二点。

それから、第三点といたしましては、先ほど日野吉夫君からもお話がありましたけれども、建設省に採用の通知をもらって、その通知を持って他の会社に行けば倍くらい給料で雇ってくれるというものが常識で、だれも知っている事実であります。現在の状況では、建設省には非常に質の悪い技術者が入るといふふうなもので、これらから見ても考えられないのでありますけれども、そういうような実情はどうなっているか。

この三点を、次に大臣が御出席になつたときにお答えを願いたいと思っております。

日野吉夫君の言われた通り、水道の口をふさいでも、その根本に何があるかというところを究明しなければだめでありまして、俗に建設省は三等官庁といふことをいわれておりますけれども、この膨大な公共事業費をかかえているときにおきましては、建設省も大いに力を入れてもらわなければなりませんし、ことに与党の建設部門を担当している諸君も、三等官庁にならないように、一等官庁になるように努力していただきたいということをお願いいたします。

○加藤委員長 石川次夫君。

○石川委員 大臣が来ていませんので、道路に関する質問を、簡単に一つだけいたしたいと思っております。

実は、世銀の借金の関係で、経過の御報告を願いたいと思っております。と申しますのは、新聞に出ていたところによりまして、ナップ副総裁が日本に來られまして、六千万ドルに対して四千万ドル程度のものは世銀として理事會に提案する用意がある、というようになことを発表されているようであります。従って、理事会に提案する用意があるというところは、これで決定したというふうには必ずしも考えられないのではないかと問題が一つ、それから、この世銀のナップ副総裁の話という内容によりまして、第二次借款というふうなものについては、今後の借款については、民間の資本と結びついたものでなければ世銀としてはほとんど考へる余地はない、従って、今度の四千万ドルというものが、もし実現したにしても、これでもって、もう世

銀の借款は終わりになるというふうなふうに発表されておるのでございませう。従って、今後一体、この世銀の借款は道路に關してどういうことになるか。道路だけに一応限定して質問するわけでございますが、どういうことになるかという見通しと、もしそうなる場合、今後のだんだん拡大するところの道路の予定計画というものの対してどういう影響を与えるか。その点の見通しを一つ御説明願いたい、こう思うわけでありませう。

○前田説明員 現在御承知のように、名神高速道路のうちに、栗東—尼崎間につきましては、すでに世銀から四千万ドルの借款が成立いたしました。ただいまお話の借款につきましては、栗東—尼崎区間以外の残余の区間についての借款であります。実は当初、名神高速道路の資金をいたしまして、合計一億ドルの借款を一応予定しておりました。そのうち第一次分として四千万ドルが決定いたしました、残る六千万ドルというのについて今後の交渉をしたいと思つたわけでありませう。ところが、今お話がありましたように、先般ナップ副総裁が來日されました、その際、大蔵大臣あるいは道路公団總裁とお話し合いの際に、そういう話が出たのでございまして、事実上そういう話がございますので、今後、もちろんこの正式折衝が続けられますけれども、世銀といたしましては、一応道路借款には一億ドル組んでおりましたけれども、そのうち第二次借款分が二千ドル減りました、結局合計八千万ドルになる可能性が強いようでございます。しかし、これはまだ正式決定ではございませんので、大体そういうふうな線

で、世銀としてはおるようでございますけれども、今後、今週以降に行なわれますところの正式折衝において正式に行なわれると思ひます。

この世銀の借款につきましては、これは財政投融資の一環でございますので、もちろん当初五カ年計画を樹立いたしました際には、一応世銀借款分として一億ドル組んでおりましたけれども、国全体の財政、国際収支の関係上、あるいはすでに決定されております道路分につきましては、もし世銀借款が困難であれば、その分については国内の資金によつてまかないたい。大蔵省におかれましては、もちろんそういう前提のもとに一応組んでおりますので、たゞ世銀関係が二千万ドル減りました、道路の国内資金調達には別に支障がないと私は考へておる次第でございます。

○石川委員 そうしますと、世銀の借款は、今後は見込みがないという見通しの上に立つておられますか。

○前田説明員 道路借款につきましては、今のところ、現在の四千万ドルと今後の四千万ドル以外には明確なものはございません。

○石川委員 いろいろ質問をする難件がたまっているから、質問をしたいと思つたのですが、大臣もおられませんし、関係の方が来ておりませんので、住宅局関係で一つだけ質問をしたいと思ひます。

これは東京都の住宅局の関係でございますけれども、公営住宅協議会と都の住宅局との間に紛争が起こつておるといふことが新聞に出ております。それは、すなわち都営住宅の千九百戸に對しまして、家賃の値上げの問題に對

して話がとこのいせん。従つて、前
の家賃だけの分について供託をしてお
すという問題があるわけでございます
。供託をした人たちに對しまして、
どうしても家賃値上げというものは承
認できないというこの話がまだ調停
がつかないうちに、都の住宅局の方か
ら立ちのきの請求が出ておるといふこ
とで、さらに紛争に輪をかけてまして、
今月中に出ていってほしい、出て
いかない、という問題が出ておいま
す。この間のいきさつと、今月一ぱい
というとき、きよは二十九日、三十
一、三十一日と、あと幾らもございま
せんが、これはどうなつておるか。ど
ういうふうにするのが妥当だと建設省
自体は考へておるか。この点をちよつ
と伺いたいと思ひます。

○神田政府委員 ただいまお尋ねの点
につきましては、三十五年三月に東京
都が行なひました都営住宅の家賃の変
更を不服といたしたところの一部の
入居者が、旧家賃分のみを東京法務局
に供託しまして、新家賃の不払いを続
けておるのに対して、東京都は、
供託されておる家賃と新家賃との差額
が三カ月分以上となり、しかも毎月新
家賃の納付を督促し、かつ説得してい
るのに、依然としてその状態が改めら
れないので、やむを得ず公営住宅法に
基づいて、当該入居者千九十四戸に對
しまして、都営住宅の明け渡しを請求
したものでございします。

建設省の考へ方としましては、東京
都の措置は適法でかつやむを得ない妥
当なものであると考へておるわけでござ
います。家賃の不均衡是正は、公營
住宅の管理を適切に行なうため、適法
かつ必要不可欠のものでございします。

また、明け渡し請求は、公営住宅の入
居関係としては最後の手段でございま
すが、反対運動の主体ないし入居者に
對する説得と広報活動の継続、当該入
居者に対する毎月の督促等、一年にも
及ぶ努力にもかかわらず、依然として
新家賃の納付に応じない今日でござい
ますので、明け渡し請求はやむを得
ない措置である、というふうに考へて
おるわけでございます。

○石川委員 今の御説明で、一応話は
わかることはわかりますけれども、大
体、家賃の値上げをするというふうい
うことがきまつたことは、私も承知を
しておりますが、しかし、最初に入居
するときの条件としては、値上げとい
ふふうなことじゃない前の条件で一応
入居しているわけでありまして、その住
んでおる方から言へば、一方的に
値上げといふことがきまつて、それを
納めろといふことも納められないとい
う言ひ分も、一応あるわけですから、従
つて、立ちのきを請求したという事情も
了解できないことはありませうけれど
も、しかし、立ちのきという強行手段
に訴へて、強硬にこれを強制執行する
ということは種々欠点があるといふ
考へます。なおよく私も実態を調べて
みますと、何とも言へません。陳情を
受けたわけではございせん、新聞を
見ただけでございせんから、なおよく
こちらでも調べてみますけれども、立
ちのきといふような強行手段に訴へる
ことが、はたして妥當なやり方かどう
かという点については、あと一度再考
の余地があるのではないかと、こう考へ
ますので、一応その点だけを申し上げ
ておきます。
それからあと一つ、参事官が見えま

したので、これも難件のうちに入りま
すけれども、実は官庁の入札について
の会計法の改正という問題が新聞に出
ております。この件について若干伺
いたいのであります。会計法の改正、二
十九条は御承知のように、「各省各庁
において、売買、貸借、請負その他の
契約をなす場合においては、すべて公
告して競争に付さなければならぬ。」
というのが原則になつておるわけであ
ります。これには、ただし書きがつ
いておまして、「各省各庁の長は、
競争に付すことを不利と認める場合
その他政令で定める場合においては、
政令の定めるところにより、指名競争
に付し又は随意契約にすることができ
る。」となつておるわけでございますけ
れども、実態をいたしましては、御承
知のように、非常に競争が激しくなつ
ていき、不正なあるいは不適当な業者
が入り込んでくるということが理由に
なりまして、一般競争入札という方法
によるものは、金額にして〇・三%、
件数にして〇・三%というところで、実
際問題としては随意契約、それから
指名入札、これがほとんど半々のよ
うな形でもって全部を占めておると
言つても過言ではないのが実態でござ
います。これは、今さら御説明するま
でもないと思ひます。これを今回、
一般競争入札を原則とするという会計
法二十九条のつとつた趣旨を生かし
まして、この改正がおそらく大蔵委員
会の方で審議されることになると思
うので、審議されるときには、非常
にこれは関係の多いことじゃないか、
こう考へるので、これは単に大蔵委員
会にまかせておいていい問題であるか
どうかということについて、一応これ

はあとで理事会その他で審議をしたい
というふうに考へております。さしあ
たつて、ここで伺いたいのは、これは
この原則といふものを、こまかい政令
を出して原則のつとつて考へていく
といふことになりまして、今までの入
札の方法といふものは相當な変革が加
えられることになるわけですね。このこ
とがいかばかり悪いといふことは別問題
として、これは相當慎重に審議を要す
問題である、こう考へておるわけであ
ります。建設省として、これについて現在
の建設省としての見解を一つ伺いたいと思
ひます。

○高田(賢)政府委員 ただいま石川委
員からの御質問の点でございしますが、
お説のように、会計法の一部改正案
は、別に大蔵省の所管といたしまして
国会に提案になつておりました。大蔵
委員会の方へ回つておりました。承知いた
しております。会計法の関係は、もち
ろん建設省も大いに関係ございしますわ
けであります。会計法の一般の実施の
際におきましては、建設省以外に、御
承知のように運輸省、農林省、それぞ
れ仕事を適用いたしております。その
ほか、これまた御承知だと思ひます
が、防衛庁等におきましていろいろな
物の買入れ等をやつておる。工事だ
けでなく、広く物品の購入等につきま
しても適用いたしていくわけござい
ます。

会計法の改正案の関係につきまして
は、その方の委員会でも御審議になつて
おりますので、ここで私も直接申し
上げますことにつきましては、あるい
は問題といたしましては、ここで申し
上げることもないかもしれせん。し
かし、お尋ねがございしますので申し上

げますが、私も承知いたしておりま
すところでは、現行法とこの今度の改
正案の差をいたしましては、従来、法
律でなくて、政令以下で書いておりました
事柄を、大体においてそれと関係
の深い、たとえばお話の指名入札であ
るとか、あるいは一般公開に關する規
定等の、規定の基本的なものを法律の
方に入れるという内容であるように、
大蔵省から私も聞いて承知いたして
おります。従ひまして、現行制度の実
体にはあまり大きな変化はないのでな
いかというふうに私も想像いたして
おります。大蔵省の説明もさうな
ふうに承知をいたしております。

○石川委員 これも簡単にここで結論
が出る問題じゃございせんけれども、
これが行なわれるといふことにな
れば、一兆も二兆ものいわゆる入札と
いふものが、一般競争入札といふもの
が原則になると、これは大へん変革
が行なわれるといふことになるわけ
であります。しかも、これはことしから
いきなり行なわれるといふことにな
つて、おそろく来年からといふことにな
ると思ひます。そうすると、原則的な
考へ方としてはわれわれも賛成でござ
います。が、おそろくこれに對しまして
は、業界の秩序が乱れる、過当競争に
なるのではないかと、いふふうな意味
での反対運動といふものが相當出るの
ではないかといふことを、逆に私は懸
念をいたしております。

それと同時に、こうなりますと、一
般競争入札に付する場合の、いろいろ
業者の資格条件といふものを厳密に定
めていかなければならないという必要
がおそろく出てくるのではないかと、こ
う考へます。そうなりますと、そのこと

がきつかけになって、逆に——外国ではよく、官庁の入札のうち、たとえば二〇%あるいは一五%というものが、それは各官庁によって違っておるようでごさいますけれども、それは中小企業に必ず発注しなければならぬというような取りきめを行なっておるところが多いようです。日本ではそういう取りきめがない。ところが、こういうことがきつかけになって、逆に今度業者の資格審査というものを厳重にやるということによって、中小企業者あるいは弱小企業者といいますが、そういうものを締め出すような結果になるのではないかと、これを、むしろわれわれとしてはおそれるわけでありま

す。　　こういう点について非常に問題が多いものですから、これはただ単に大蔵省あるいは大蔵委員会にまかしておいてよいということにはいかなないのでないか。ただ、今おっしゃるように、あまり厳格にこれを行なうのではなくて、ほんの政令に定めるものを法律化するだけの問題で、大きな変化はないのだといえは、あらためてこれは会計法というものを改正するという意義がなくなる。この会計法改正の意義を十分に生かすということになれば、そういうものもろの問題が出てくるということが懸念されるので、これはまた、あらためて審議の対象として、当委員会においても十分な検討を要するのではないかと、こう考えておるわけでございます。

きよりは一応御意見を伺っただけにとどめますけれども、この点を一つ慎重に検討していただくようお願いを

して、私の質問を終わります。

○加藤委員長 次に、防災建築街区造成法案及び公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案の両案を一括議題とし、質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、これを許します。

岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 ただいまから防災建築街区造成法案と市街地改造法案の二法案について審議をいたすのでございますが、この二法案は、今度出ております建設省関係の法案の中では、一番重要な骨になる法案であると思

います。ところが、先ほどから委員会の模様を見ておきますと、社会党の委員はほとんど出ておりませんが、自民党の委員はわずかに四名でござい

○加藤委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○加藤委員長 速記を始めて。
この際、暫時休憩いたします。
午前十一時三十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

建設委員會議録第十四号中正誤

ページ 行 誤 正
一 二 末か二代理会社 第二会社
八 四 末か三憶測いた 憶測いたす
八 五 一四 とうては とうてい